

令和7年度盛岡版図柄入りナンバープレート寄付金活用事業 募集要項



本要項は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成を活用し、令和7年度内に実施する事業を募集するものです。

なお、本寄付金活用事業については、募集開始時点で財団から示されている助成予算額及び実施要領に基づき、実施事業者及び実施事業を選定しますが、選定事業への助成額等については、令和7年5月頃に予定される財団からの通知を踏まえ、協議の上、決定します。

1 目的

本要項は、財団が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成について、財団が定める[選考規程、実施要領及び募集要項](#)によるほか、盛岡版図柄入りナンバープレート対象地域における助成対象団体及び対象事業の募集に係る事項を定めるものである。

2 募集期間

令和6年9月12日（木）～令和6年10月31日（木）

3 盛岡版図柄入りナンバープレート対象地域

盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波町及び矢巾町の5市町

4 対象団体

次の(1)～(3)全てに該当する団体であること。

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 盛岡地域5市町内に主たる事務所又は事務局があること。
- (3) 反社会的勢力と関係がないこと。

5 対象事業

次の(1)～(4)全てに該当する事業であること。

- (1) 財団が定める実施要領第2条第2項に定める助成対象事業（別紙）に該当する事業であること。
- (2) 盛岡地域5市町を対象とした事業であること。
- (3) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金を活用した事業であることを成果品への表示等により明らかにすること。
- (4) 令和7年10月（助成金の交付決定日以降）から令和8年3月末日までに事業完了（全支出の完了）が見込まれる事業であること。（複数年度にわたる事業は対象外。）

6 助成上限額

1,593千円

※上記に加え、令和6年度分の助成予算額（見込み：242千円程度）を加算した額が助成上限額となる（見込み：1,835千円）。

（参考）直近3カ年における助成予算の年額平均 242千円

7 助成対象経費

事業実施にかかる経費（ただし、法人又は団体の運営費等を除く。）

8 応募書類

- (1) 様式第1 盛岡版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金交付申請書
- (2) 様式第1 別紙1 助成金交付申請事業の概要
- (3) 様式第1 別紙2 助成金交付申請額及び助成対象経費の内訳等
（添付資料）
 - ・助成対象経費の算出の根拠となる資料（見積書、仕様書等）
 - ・会社概要や業務内容がわかる資料（交付申請者が地方公共団体の場合は除く。）
 - ・その他助成金の申請に関して参考となる資料
- (4) 様式第1 別紙3 助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳（予定）
- (5) その他、選定にあたり盛岡版図柄入りナンバープレート普及促進協議会（以下「協議会」という。）が必要とする資料

9 応募方法

電子メール又は郵送による。

（複数事業の応募も可。その場合、事業毎に応募書類を作成すること。）

10 選定方法

提出書類を審査し、協議会が以下のとおり選定する。

(1) 次に掲げる事業を優先的に選定する。

- ・盛岡地域 5 町内の小学校で使用する交通安全教室の教材の購入
- ・盛岡地域 5 市町内の小学生や高齢者等を対象とした反射材着用促進事業
- ・盛岡地域 5 市町の観光 PR 用の動画の作成
- ・外国人に向けた盛岡地域 5 市町の観光パンフレットの作成

(2) 助成上限額の範囲内において、複数事業を選定する場合がある。

11 その他

地方版団柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成を決定するのは財団であるため、協議会の選定をもって助成を確約するものではなく、令和 7 年 7 月（予定）に財団に対する申請が別途必要となる。

12 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 9 月～10 月	事業の募集	（応募者→協議会）
11 月	事業選定結果の通知	（協議会→応募者）
令和 7 年 5 月	助成予算額の通知	（財団→協議会）
6 月	助成予算額及び実施要領を踏まえた協議	（協議会・実施事業者）
7 月	選定事業の報告	（協議会→財団）
	助成金の交付申請	（実施事業者→財団）
10 月	助成金の交付決定通知	（財団→実施事業者）
～令和 8 年 3 月	事業実施	（実施事業者）
	実績報告（事業完遂から 30 日以内）	（実施事業者→財団）
	額の確定通知	（財団→実施事業者）
	助成金支払請求	（実施事業者→財団）
	助成金支払い	（財団→実施事業者）

13 応募・問い合わせ先

盛岡版団柄入りナンバープレート普及促進協議会事務局（盛岡市市長公室企画調整課）

住 所：020-8530 岩手県盛岡市内丸 12 番 2 号

電 話：019-626-7534

電子メール：kikaku@city.morioka.iwate.jp

【地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領第2条第2項別紙】

1. 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業

(事業の例)

- ・ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの普及
- ・移動支援のための福祉車両の購入
- ・観光地設備のバリアフリー化に係る取り組み 等

2. 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業

(事業の例)

- ・連節バス、バス専用道等を組み合わせて、公共交通の速達性・定時性の確保や輸送能力の増大を可能とするBRT (Bus Rapid Transit) の普及
- ・イベント等における臨時バスの運行、周遊バスの発行 等

3. 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業

(事業の例)

- ・外国人旅行客等が公共交通の移動中でも交通情報の円滑な収集が可能となるバスやタクシー等の車内、乗降場所への無料公衆無線 (Wi-fi) の設置
- ・多言語対応のタクシー配車アプリの普及等
- ・バス停留所等の整備
- ・二次交通が不便な地域におけるレンタサイクルの普及促進（自転車導入やサイクルラック設置費用等）
- ・MaaS等の導入における実証実験等
- ・観光スポットでのゴミ拾いや落書き消し等の環境保全・美化活動
- ・観光情報の広報・PR
- ・観光促進に係る取り組み
- ・観光客誘客に関する取り組み
- ・観光イベントや誘客キャンペーンの開催に関する事業 等

4. 次世代自動車の普及に資する事業

(事業の例)

- ・交通事故の削減等の抜本的な改善効果が期待される自動走行システム等の新たな自動車技術の導入に資する事業
- ・自動車分野における省エネ対策、地球温暖化対策、大気汚染対策に資する燃料電池自動車等の普及に資する事業 等

5. 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業

(事業の例)

- ・交通遺児一時金等
- ・交通安全の広報・啓発
- ・交通安全に資する路灯や防犯カメラの設置・修理
- ・交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、区画線等）、横断歩道及び周辺等への事故防止柵等の設置
- ・バスやタクシー等の公共交通事業者に対するドライブレコーダーやバックモニターの設置等

6. 公共交通機関等の維持確保に資する事業

(事業の例)

- ・過疎地域における地域交通の確保や、公共交通の利用促進のための広報・啓発などの環境づくり
- ・駅、空港からのバスや観光タクシー等の二次交通の利用促進
- ・公共交通の運転士の人材確保 等

7. 街づくりに資する事業

(事業の例)

- ・無電柱化など、道路環境の整備に係る事業
- ・まちづくりに係る事業
- ・景観の観点からの野立広告物の撤去に係る事業 等

8. 観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業

(事業の例)

- ・観光施設や観光拠点の維持・保全に係る取り組み 等

9. その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業